

事務連絡
平成27年12月28日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害福祉主幹部（局） 御中

障害保健福祉部企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について

平素より障害福祉行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月以降、個人番号の通知が始まり、来年1月から個人番号の利用や希望者に対する個人番号カードの交付が開始されます。

番号制度導入に関しては、「障害保健福祉分野における番号制度の導入について」（平成27年10月29日付け事務連絡）（別添1）により、必要な準備等についてお示ししたところですが、今般、番号制度の実施に当たり留意すべき事項等を別紙のとおりまとめましたので、その内容を御了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いいたします。

障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について

1. 申請書等の様式について

(1) 様式を示している申請書等

① 法令により様式を定めているもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 150 号）により、様式に個人番号の記載欄を追加したものは以下のとおり。

- 「身体障害者手帳交付申請書」
- 「特別児童扶養手当認定請求書」
- 「特別児童扶養手当額改定請求書」
- 「特別児童扶養手当所得状況届」
- 「障害児福祉手当認定請求書」
- 「障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」
- 「特別障害者手当認定請求書」
- 「特別障害者手当所得状況届」
- 児童扶養手当の支給停止に関する届出（第 3 条の 2（様式第 5 号の 2「児童扶養手当支給停止関係届」）の申請事項に個人番号が追加されたことに伴い、これと同様の扱いをすることとされている「特別児童扶養手当支給停止関係届」

② 通知等により様式の例を示しているもの

通知等の改正により、様式の例に個人番号の記載欄を追加したものは以下のとおり。ただし、●は、法令において申請書等の記載事項が定められており、個人番号を記載することが法令で定められているものを示す。

- ・「障害児福祉手当受給者台帳」（障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について）
- ・「特別障害者手当受給者台帳」（同上）
- ・「福祉手当受給者台帳」（同上）
- ・「障害者手帳申請書」（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について）

- ・「障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書」(同上)
- 「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」(同上)
- 「自立支援医療費（育成・更生・精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」（自立支援医療費の支給認定について）
- ・「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療・精神通院）」(同上)
- 「補装具費（購入・修理）支給申請書」（補装具費支給事務取扱指針について）
- ・「身体障害者居住地等変更届書」（身体障害者手帳に係る交付手続及び医師の指定に関する取扱いについて）
- ・「身体障害者手帳再交付申請書」(同上)
- ・「身体障害者手帳返還届」（同上）
- ・「特別児童扶養手当受給資格者台帳」（特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について）
- ・「特別児童扶養手当受給資格者名簿」（特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について）
- ・「特別児童扶養手当受給資格者台帳」（特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について）
- 「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」（介護給付費等に係る支給決定事務等について）
- 「（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給申請書」（同上）
- 「申請内容変更届出書」（同上）
- 「受給者証再交付申請書」（同上）
- 「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」（同上）
- 「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」（同上）
- 「障害児通所給付費 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」（障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について）
- 「高額障害児（通所・入所）給付費 支給申請書」（同上）
- 「障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」（同上）
- 「申請内容変更届出書」（同上）

※ これらの様式及び様式の例については、以下の通知等により、都道府県、指定都市及び中核市宛てに送付している。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（平成 27 年 11 月 12 日障発 1112 第 6 号）
- 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」等の一部改正について（平成 27 年 11 月 12 日障発 1112 第 7 号）
- 支給決定等の申請書様式例について（平成 27 年 11 月 13 日事務連絡）
- 通所給付決定等の申請書様式例について（平成 27 年 12 月 2 日事務連絡）
- 申請様式等の再送付について（平成 27 年 12 月 10 日事務連絡）

（２）様式を示していない申請書等

- 自立支援医療受給者証の再交付の申請など、法令上、申請書等の記載事項として個人番号が追加されたものの、申請書等の様式が法令・通知等により定められておらず、地方公共団体が独自に定めているものについては、当該様式に個人番号記載欄を追加する必要があること。
- 措置入院に係る費用の徴収に関する事務など、申請書等の記載事項として個人番号が定められておらず、かつ、申請書等の様式を地方公共団体が独自に定めているものについては、当該事務が個人番号利用事務として定められている以上、基本的には当該様式に個人番号欄を追加することが望ましいこと。
 - ※ 様式を定めていない事務について、新たに様式を作成することまでを求めるものではない。
- 地域生活支援事業の実施に関する事務については、地方公共団体ごとに事業の内容や申請手続等が異なることから、個人番号を取得するか否かについては、各地方公共団体においてその内容や事務処理を踏まえて判断すること。

2. 個人番号制度導入に伴う配慮について

(1) 申請書受付時の配慮

自立支援給付の支給申請書等に個人番号を記載することは、法令に基づく義務であるため、基本的には、申請等を行う者（以下「申請者等」という。）に申請書等への個人番号の記載を求めることとなるが、障害者が申請者等となるケースがあることにも鑑み、申請等の受付時の対応は以下のとおりとすること。

- 各種申請等において、原則として個人番号の記載を求めることとなるが、その際、申請者等が自身の個人番号を把握しておらず、申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。
※ 住民基本台帳ネットワークを利用して個人番号を取得することができるのは、「個人番号利用事務実施者」に限られている。
- 同一の給付に係る2回目以降の申請等の際に、地方公共団体において、初回の申請等により当該申請者等の個人番号を既に保有していると確認できる場合には、窓口において個人番号の記載を求めず、職員が記載して差し支えないこと。

(2) 本人確認の措置における配慮

個人番号を利用する事務において、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号が正しいこと（番号確認）や、現に手続を行っている者が当該個人番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行わなければならない。（別添2参照）

① 本人による申請の場合

本人が自ら申請等を行う場合、地方公共団体等で申請書等を受け付ける際には、
(ア) 本人の個人番号、(イ) 本人の身元の2つを確認する必要がある。それぞれの確認のために必要となる書類は下記のとおりである。

(ア) 番号確認

本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われる。これらが困難な場合は、地方公共団体において、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク（個人番号利用事務実施者に限る。）等を用いて個人番号を確認することが可能である。

(イ) 身元確認

本人の身元確認は、

(i) 個人番号カード

(ii) 運転免許証 等

(iii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの ((a) 氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの)

などによって確認することとなる。これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類（別添2：身元の確認④）を2つ以上提出させることにより確認する。

② 代理人による申請の場合

代理人が申請等を行う場合、地方公共団体等で申請書等を受け付ける際には、

(ア) 代理権、(イ) 代理人の身元、(ウ) 本人の個人番号の3つを確認する必要がある。それぞれの確認のために必要となる書類は下記のとおりである。

(ア) 代理権の確認

代理権の確認は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状によって行われるが、これらが困難な場合は、本人の受給者証など、官公署等から本人に対し、1つに限り発行・発給された書類その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める書類で確認することになる。

(イ) 代理人の身元確認

代理人の身元確認は、

(i) 代理人の個人番号カード、運転免許証 等

(ii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの ((a) 氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの)

などによって確認することとなる。これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類（別添2：代理人の身元の確認③）を2つ以上提出させることにより確認する。

(ウ) 本人の番号確認

本人の番号確認は、原則として、本人の個人番号カード（又は写し）、本人の通知カード（又は写し）、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われるが、これが困難な場合は、地方公共団体等において、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク（個人番号利用事務実施者に限る。）等を用いて個人番号を確認することが可能である。

③ ①②以外の場合

I 代理権の授与が困難な者に代わって第三者が申請等を行う場合

本人の意思表示能力が著しく低く、代理権の授与が困難である場合等には、申請書等に個人番号を記載せずに受け付けること。

この場合、地方公共団体において、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、記載して差し支えないこと。

II 郵送等による申請等の場合

郵送により申請等を行う場合や、本人の代わりに使用者が申請書等の提出を行う場合は、個人番号が見えないよう、申請書等を封筒に入れて提出する等の措置を行わせること。

この場合、使用者が利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできないこと。

なお、このような方法を利用する場合には、本人確認のための書類の写しを封筒に入れて提出することで、本人確認を行うこととして差し支えないこと。

3. 独自利用事務における個人番号の利用について

一定の手続を行うことで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）別表第一に規定されていない地方公共団体独自の事務についても、個人番号の利用や個人番号を利用した情報連携が可能である。

（１）個人番号の利用

地方公共団体独自の事務で個人番号を利用するためには、当該事務が社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であり、個人番号を利用しようとする地方公共団体において番号法第 9 条第 2 項に基づく条例に定める必要がある（番号法第 9 条第 2 項に基づく条例に定めた事務を「独自利用事務」という。）。

（２）情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携

- 独自利用事務について、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を可能とするためには、以下の 3 つの手続を行う必要がある。

- I 特定個人情報保護委員会に事前登録を行う。
- II 市町村において個人番号を利用する事務を条例に規定する。
- III 特定個人情報保護委員会に正式な届出を行う。

※ 独自利用事務で情報連携を利用する場合の手続に関するスケジュールについては、特定個人情報保護委員会からの情報を随時確認すること。

- 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が可能である独自利用事務は、番号法別表第 2 の第 2 欄の事務に準ずるものである必要があり、これまでに、以下の事務例 1 及び事務例 2 のような例が示されている。この場合、それぞれ①及び②の条件を満たすものである。

事務例 1

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十七の項）に準ずる独自利用事務

① 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ア 独自利用事務の対象者が、おおむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- イ 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

② 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：

- ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
- イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
- ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
- エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
- オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
- カ 上記アからオまでのいずれかに類する事務

事務例 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百八の項）に準ずる独自利用事務

① 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ア 独自利用事務の対象者が、おおむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

② 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：

- ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
- イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
- ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
- エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
- オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
- カ 上記アからオまでのいずれかに類する事務

4. その他個人番号の取扱いについて

Q 1 地方税関係情報を照会する場合には同意を得る必要があるか。

A 1 支給決定等の申請者の配偶者や世帯員について、情報連携及び庁内連携により地方税関係情報を取得する場合で、地方税の守秘義務を解除できる規定がない事務については、情報連携及び庁内連携を行うにあたり、別途、その者の同意を得る必要がある。当該事務については、番号法別表第2 主務省令第60 条に基づき、内閣府・総務省共同告示において、今後、その範囲を定めることとしている。また、同意を得る方法としては、例えば、申請書にその者の同意欄を設けること等が考えられる。

Q 2 番号制度の施行のときに、地方公共団体が既に個人情報を保有している者については、どのようにして個人番号を取得すればよいか。

A 2 番号制度の施行後に個人番号を本人から取得する機会がない場合は、本人から個人番号の提供を求めるのではなく、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークを確認することにより、個人番号を取得することができる。

Q 3 各手続を規定する法令により添付書類を付して申請を行うことが義務づけられているが、個人番号制度が導入されたら添付書類を省略させてもよい根拠はどこにあるのか。

A 3 情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行う際には、番号法第22 条によって、個別法による添付書類の添付の義務は解除される。一方、庁内連携を行う際には、手続を規定する法令において、公簿により確認することができる場合には書類の添付を省略することができる旨の規定がある場合に、添付の義務が解除される。

Q 4 申請者以外の世帯員等に関する個人番号を申請者から取得する場合には、申請を受け付ける窓口において、世帯員等全員の本人確認措置を行わなくてはならないのか。

A 4 手続を規定する法令において、申請者に世帯員等の個人番号の提供を義務づけている場合には、当該申請者は個人番号関係事務実施者となり、世帯員等の本人確認は申請者が行うこととなる。従って、窓口において、世帯員等の個人番号に関して本人確認を行う義務はない。

Q 5 自立支援医療費支給認定申請書には、受診者と同一保険の加入者に係る個人番号記載欄が一名分しかないが、国民健康保険の世帯の場合には、複数名の記載が必要になる。どのように対応すべきか。また、別葉にしてもよいか。

A 5 通知で定める自立支援医療費支給認定申請書は、当該事務に係る標準的な書式例を示しているものであるため、受診者と同一保険の複数の加入者に係る個人番号を記載するため、実態に応じ、各地方公共団体において適宜修正の上、当該申請書を利用して差し支えない。また、必要に応じ、別葉にすることも差し支えない。

Q 6 本人確認措置を行うための書類として、「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類」とあるが、この具体的な内容は示されないのか。

A 6 国が個人番号利用事務実施者となっている特別児童扶養手当の支給に関する事務等に関し、「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類」を示す予定はない。なお、国が個人番号利用事務実施者になっていない事務に関しては、国として、「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類」の具体的な内容を示す立場にはなく、個人番号利用事務実施者である都道府県や市町村等において適切に判断していただきたい。

Q 7 入院措置については、番号法別表第 1 主務省令に費用の徴収に関する事務が規定されているが、本人から個人番号を取得することは困難であることが想定される。任意に個人番号を取得できない場合、どのように取得すればよいか。

A 7 措置入院患者の費用の徴収に関する事務においては、扶養義務者及び配偶者から個人番号を取得していただきたい。ただし、個人番号の取得が困難である場合には、地方公共団体において、住民基本台帳ネットワーク等を用いて必要な個人番号を検索し、取得することもできる。

Q 8 住民登録が削除されている場合など、個人番号が付番されていないケースも考えられるが、このような者から申請等があった場合、どのような対応が必要となるか。

A 8 原則として、住民登録を行った上で、個人番号を取得していただくことになる。ただし、手続を迅速に行う必要がある場合等には、並行して申請のあった手続を進めることとしても差し支えない。

Q9 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定の申請に関する事務については、これまで、国の通知（「自立支援医療費の支給認定について」（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号））に基づき市町村において審査の事務の一部を行っていることから、都道府県において別途事務処理要領等を定めなくても、市町村を個人番号利用事務実施者と解して問題ないか。また、その場合、市町村は情報連携することもできるか。

A9 事務処理要領等を規定していない場合であっても、実態として市町村が事務を行っている場合には、都道府県と市町村の間に委託関係が成立しているものと考えられることから、市町村を個人番号利用事務実施者と解して問題ない。ただし、この場合、都道府県は、番号法第 11 条に基づき、市町村が特定個人情報の安全管理措置を講じるよう適切かつ必要な監督を行わなければならない。なお、市町村が情報連携を行うことを可能とするためには、市町村が審査の事務を行うことについて、地方自治法に基づく事務処理特例条例を制定することが必要となる。

Q10 番号法別表第 1 主務省令第 60 条の 5 について、「地域生活支援事業の実施に関する事務」というのは具体的にどのような事務を指すのか。

A10 地域生活支援事業については、地方公共団体ごとに事業の内容や申請手続等が異なることから、番号法別表第 1 主務省令では、「地域生活支援事業の実施に関する事務」と包括的な規定を設けている。当該事務において、具体的にどのような事務で個人番号を利用するかは、各地方公共団体において、地域生活支援事業の内容や事務処理を踏まえて適切に判断していただきたい。

Q11 地域生活支援事業に関する事務は、番号法別表第 2 主務省令に規定されていないことから、情報連携はできないという理解で良いか。

A11 地域生活支援事業に関する事務は、番号法別表第 2 主務省令に規定していないが、番号法第 9 条第 2 項に基づく条例を制定し、独自利用事務とした上で、番号法第 19 条第 14 号に基づき、特定個人情報保護委員会への所要の手続を行うことで、情報連携が認められることがある。なお、地域生活支援事業は、8 月 6 日付けの特定個人情報保護委員会の事務連絡においても、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として示されている。

Q12 就労系サービスを行う事業所においては、利用者から従業員として利用者の個人番号を取得する必要があるか。

A12 就労継続 A 型事業所において、事業者が利用者と雇用契約を結んでいる場合は、法令に基づき、従業者である利用者及びその扶養家族の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、行政機関等に提出する必要がある。一方、就労継続 A 型事業所の一部や就労継続支援 B 型事業所、就労移行支援事業所において、事業者が利用者と雇用契約を結んでいない場合は、利用者の個人番号の取得は必要ない。

Q13 措置入院に関する事務は、番号法別表 1 主務省令を改正したことで、番号利用事務ではなくなった。番号法別表 2 主務省令はまだ改正されていないが、措置入院に関する情報を情報連携において提供する必要があるのか。

A13 先般の番号法別表第 1 主務省令の改正により、措置入院の事務においては個人番号を利用しないこととしたため、番号法別表第 2 主務省令についても、次回の改正において削除する予定。

6. 参考資料

(1) 番号制度導入準備説明資料

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000088816.pdf>

- 地方公共団体（社会保障分野）における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について

(2) 個人番号制度に関する法令

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/seirei/>

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（番号法施行令）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（番号法施行規則）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（番号法別表第一主務省令）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（番号法別表第二主務省令）

(3) デジタル PMO（※）に掲載されている資料

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/524>

- 社会保障各分野における番号利用・情報連携の概要（各分野の代表的な手続における番号利用等の概要を図示してわかりやすくしたもの）
- 番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理について（個人番号を利用する具体的な事務・手続や情報連携を行う具体的な事務・手続を網羅的に表したもの）
- 特定個人情報データ標準レイアウト（特定個人情報毎に情報提供者、データ定義及び当該特定個人情報を使用する事務手続の対応を整理したもの）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（前述）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（前述）
- 番号制度施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（個人番号の取得・確認を行うため、申請様式等に個人番号を追加する等の改正を行う厚生労働省関係の省令をまとめたもの）
[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDE
TAIL&id=495140580&Mode=2](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140580&Mode=2)
- 業務フローサンプルファイル（代表的な事務の個人番号利用後の業務フローの一例）

（※）デジタル PMO とは

内閣官房社会保障改革担当室が社会保障・税番号制度に関する情報の共有等を目的としたコミュニケーションツール（デジタル PMO）を平成 26 年 5 月 30 日より開設している。

デジタル PMO の利用に必要なアカウント（ID、パスワード）を把握していない場合やアカウントがない等、現在デジタル PMO を利用できる状況にない場合は、早急に地方公共団体の番号制度主管課に確認を行い、介護保険担当者もデジタル PMO を利用できるようにしておくこと。

デジタル PMO のアカウントは、システム業者に対しても発行可能となっているので、アカウントを所有していない場合は発行を依頼すること。

また、番号制度に関する問合せは、政府内で一元管理する観点から、このデジタル PMO のテクニカルサポートを利用して、問い合わせること。

テクニカルサポートで受け付けた質問への回答については、個別内容を除き、デジタル PMO 内の FAQ で共有することとしている。また、システムベンダーから番号制度に関する問い合わせがあった場合は、地方公共団体職員を經由して問い合わせること。

（※システムベンダーからデジタル PMO へ問い合わせる機能がないため。）

なお、厚生労働省補助金に関する問合せのみ、当省情報政策担当参事官室あてへ問い合わせること。

（４）視聴覚障害者向け資料

- 聴覚障害者の方へ

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/contact_tyoukaku.ht
ml](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/contact_tyoukaku.html)

○視覚障害者の方へ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/shikaku.html>

(5) 独自利用事務関係資料

○ 情報連携の対象となる独自利用事務の事例について

: 「情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）の事例等について」（平成27年8月6日付け特定個人情報保護委員会資料）（別添3）

○ 特定個人情報保護委員会への事前登録について

: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項の条例で定める事務に係る情報連携に関する当面の事務処理手順等について」（平成27年8月31日付け特定個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡）（別添4）

○ 特定個人情報保護委員会への届出について

: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」に基づく情報連携に関するQ&A（平成27年10月26日時点）（別添5）

(6) 番号制度に関する問合せ先

○ 厚生労働省補助金に関すること

: bangoujyunbi@mhlw.go.jp

○ 上記以外

: 内閣官房テクニカルサポート

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/users/>